

障がい者控除対象者認定書の交付について

障がい者手帳等の交付を受けていない場合でも、高槻市長が身体障がい者等に準ずる者として認定をした者は、税金の控除（障がい者控除）を受けることができます。

本市では、審査により障がい者に準ずると認定した方に「障がい者控除対象者認定書」を発行しています。

1 「障がい者控除対象者認定書」認定の対象者（次のすべてに該当する方）

- ① 認定基準日現在で満65歳以上の方
 - ② 身体障がい者手帳・療育手帳等を所持していない方
 - ③ 認知症または身体の障がいにより日常生活に支障のある方（基準は裏面のとおり）
- ※寝たきりの場合は、②・③に該当する方

2 認定基準日

所得控除を受けようとする対象年の12月31日
（ただし、死亡した場合は、死亡日とする。）

3 申請方法等

[申請者]

本人（障がい者控除対象者）・親族・本人の同意を得ている方

[提出資料]

○要介護認定を受けている方

「障がい者控除対象者認定申請書（様式第1号）」

○要介護認定を受けていない方・認定の期間内に著しく心身の状況が変化した方

「障がい者控除対象者認定申請書（様式第1号）」

「高齢者調査記録票（様式第2号）」

4 認定書の発行

受理後、2週間程度で郵送します。

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

健康福祉部 長寿介護課

本館1階 7番窓口

電話：(072) 674-7166

■認定の基準

介護保険の要介護認定資料等に基づき、下記の認定区分に該当するかを判定します。
介護保険の認定のない方は、高齢者調査記録票により、同様の基準で判定します。

認定区分		認定の基準
自立（非該当）		認知症を有しない。何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 障がいをも有しない。何らかの障がい等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
障がい者	知的障がい者（軽度・中度）に準じる。	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 （家庭外・家庭内でも上記状態が見られる）
	身体障がい者（3級～6級）に準じる。	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。
特別障がい者	知的障がい者（重度）に準じる。	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 （日中・夜間を中心として、上記状態が見られる）
	身体障がい者（1級、2級）に準じる。	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。
	ねたきり高齢者 常に就床を要し、複雑な介護を要する状態。 （6ヶ月以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態）	